令和　　年　　月　　日

関東運輸局長
運輸支局長　殿

一般貨物自動車運送事業の
（特別積合せ貨物運送を除く）

☐ 事業計画変更認可申請書
☐ 事業計画変更届出書
☐ 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

☐①主たる事務所
☐②営業所
☐③休憩・睡眠施設
☐④自動車車庫
☐⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数
☐⑥利用運送を行うかどうかの別
☐⑦利用運送の営業所
☐⑧利用運送の業務の範囲
☐⑨利用運送の保管施設
☐⑩利用する事業者の概要
☐⑪事業の休止
☐⑫事業の廃止
☐⑬氏名・名称又は住所
☐⑭役員
☐⑮その他

（変更・届出の理由、届出事由の発生の日）

住　所（〒）

（フリガナ）
申請者

代表者（役職）　（氏名）

電話番号

（代理人
住　所（〒））

連絡先（ 申請者 ・ 代理人 の別 ）

（担当者氏名）

（電話番号）　（Fax番号）

（メールアドレス）

（官庁使用欄）
受付

（運輸局）	（支局）

変更・届出事項															
① 主たる事務所	新	名称				郵便番号		電話番号	（　　）						
		位置													
	旧	名称				郵便番号		電話番号	（　　）						
		位置													
② 営業所	新	名称				郵便番号		電話番号	（　　）						
		位置													
	旧	名称				郵便番号		電話番号	（　　）						
		位置													
③ 休憩・睡眠施設 （　　）営業所	新	休憩		㎡	睡眠		㎡	休憩睡眠		㎡					
		位置													
	旧	休憩		㎡	睡眠		㎡	休憩睡眠		㎡					
		位置													
④ 車庫 （　　）営業所 第1車庫	新	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
	旧	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
④ 車庫 （　　）営業所 第2車庫	新	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
	旧	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
④ 車庫 （　　）営業所 第3車庫	新	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
	旧	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
④ 車庫 （　　）営業所 第4車庫	新	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
	旧	収容能力	（有蓋）		㎡	（無蓋）		㎡	（合計）		㎡	道路幅員		m	
		位置													
⑤ 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数	新	別紙2のとおり													
	旧	別紙2のとおり													

※変更に係る項目のみ記載すること

変更・届出事項									
⑥ 利用運送を行うかどうかの別	新	する　・　しない							
	旧	する　・　しない							
⑦ 利用運送の営業所	新	名称		郵便番号		電話番号	（　　）		
		位置							
	旧	名称		郵便番号		電話番号	（　　）		
		位置							
⑧ 利用運送の業務の範囲	新	一般事業　・　宅配便事業							
	旧	一般事業　・　宅配便事業							
⑨ 利用運送の保管施設	新	構造及び付帯設備		面積		㎡			
		位置							
	旧	構造及び付帯設備		面積		㎡			
		位置							
⑩ 利用する事業者の概要	新	名称		事業の種類					
		住所							
	旧	名称		事業の種類					
		住所							
⑪ 事業の休止	休止予定日　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日								
⑫ 事業の廃止	廃止予定日　令和　　年　　月　　日								
⑬ 氏名・名称又は住所	新	氏名・名称							
		住所							
	旧	氏名・名称							
		住所							
⑭ 役員	新	役職		氏名		役職		氏名	
		役職		氏名		役職		氏名	
	旧	役職		氏名		役職		氏名	
		役職		氏名		役職		氏名	
⑮ その他	届出内容（　　）								

※変更に係る項目のみ記載すること

別紙2（⑤の場合）

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

普通自動車

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
営業所					0					0
営業所					0					0
営業所					0					0
営業所					0					0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

霊きゅう自動車

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所					0					0
営業所					0					0
営業所					0					0
営業所					0					0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2.変更する自動車の明細

所属営業所		増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車体の形状	登録番号又は車台番号
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		
	営業所	増 ・ 減				kg		

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゅう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

令和　　年　　月　　日から実施する。

別紙3 （⑤増車の場合）

4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【　　】営業所

	位置	収容能力 (X)	
第1車庫			㎡
第2車庫			㎡
第3車庫			㎡
第4車庫			㎡

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)	
	普通	小型	牽引	被牽引	計 (Y)		
第1車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		
第2車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		
第3車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		
第4車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		

霊きゅう自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)	
	宮型	洋型	バン型	バス型	計 (Y)		
第1車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		
第2車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		
第3車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		
第4車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	0 両	#DIV/0!	%
	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡		

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

作成にあたっての留意点

１．この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬氏名・名称又は住所、⑭役員の変更を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式により届出することもできます。

２．　添付書類について

項目番号	添付書類
②④※1	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類 【様式1-1及び1－2】
②③④⑦	事業の用に供する施設の使用権原を有することを証する書類 （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借り入れの場合は賃貸借契約書の写し等）
②③④⑦	都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類 【様式例1】
②③④⑦※2	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面（求積）図、写真
④	車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 （※前面道路が国道の場合は除く）
⑤	事業用自動車の数の変更（増車に限る）に係る宣誓書 【様式例2】
②④⑤⑥※3	法令遵守の宣誓書 【様式例3】
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑭	貨物自動車運送事業法第5条（欠格事由）のいずれもに該当しない旨の宣誓書(新任役員) 【様式例4】
⑮※4	届出事項によって必要な書類

※1　②は、様式1-1及び1－2

④は、営業所と車庫が併設していない場合にあっては、様式1-1（収容能力のみの変更の場合を除く）

※2　写真については、申請時において特段の事情により提出できない場合は、事後的に提出すること。

※3　②は、営業所の新設（増設に限る）の場合

④は、車庫の新設、位置変更（収容能力の拡大を伴うものに限る）の場合

⑤は、事業計画変更認可申請により各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更する場合
※変更後の事業用自動車の数が最低車両数を割る場合を除く

⑥は、新たに利用運送を行う場合

※4　譲渡譲受、合併又は分割の終了について届出する場合にあっては、

・各種手続きを終了したことを証する書類

・事業用自動車として登録手続きを済ませた自動車検査証及び任意保険の写し

・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるも

※5　⑤は、新たに普通自動車又は霊きゅう自動車を配置しようとする場合にあっては、運賃・料金の届出の提出を行うこと

事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

１．運行管理及び整備管理の体制

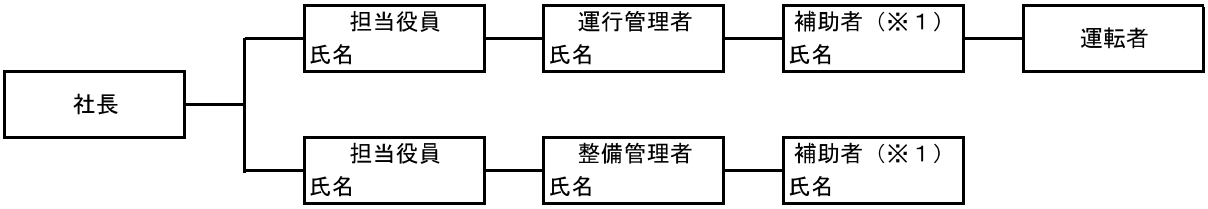

担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名　：
運行管理者	人	□確保済み（　　・　　）（※２） □確保予定（令和　　年　　月　　日までに確保予定） ・勤務時間（　　時　　分　～　　時　　分） ・休日（　　日／月） （※３）
運行管理補助者 （※１）	人	□確保済み（　　・　　）（※４） □確保予定（令和　　年　　月　　日までに確保予定）
整備管理者	人	□確保済み（　　・　　）（※５） □確保予定（令和　　年　　月　　日までに確保予定）
整備管理補助者 （※１）	人	□確保済み □確保予定（令和　　年　　月　　日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

（※１）補助者を選任するときは記載する。（※２）資格者証番号及び交付年月日を記載する。（※３）運行管理者が２人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。（※４）運行管理者資格を取得している場合は（※２）の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。（※５）道路運送車両法施行規則第３１条の４第１号の場合は研修修了年月日を、第２号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第３号の場合はその旨を記載する。

○　アルコール検知器の配備計画
　設 置 型 ：＿＿＿＿＿＿台　　・　　携 行 型　：＿＿＿＿＿＿台

○　日常点検計画
　日常点検場所　：＿＿＿＿＿＿　　・　　日常点検の実施者　：＿＿＿＿＿＿

○　営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）
　＿＿＿＿＿＿．　km

○　車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法
　連絡方法　：＿＿＿＿＿＿

□　点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・　営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分
　移動手段　：
　所要時分　：　　分

・　車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間
　出庫時　（　　時から　　時まで）
　帰庫時　（　　時から　　時まで）

□　点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
　移動手段　：
　所要時分　：　　分

２．事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育　（※６）及び事故処理等の体制

○　事故防止に関する指導教育方法及び計画

・　定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
　□　有（実施時期（※７）；　　箇月以内）　・□　無

・　特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
　□　有　・　□　該当無し

○　過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

・　定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
　□　有（実施時期（※７）；　　箇月以内）　・□　無

・　積載量確認方法
　□　計量器による　・□　運送依頼票による

○　事故処理連絡体制

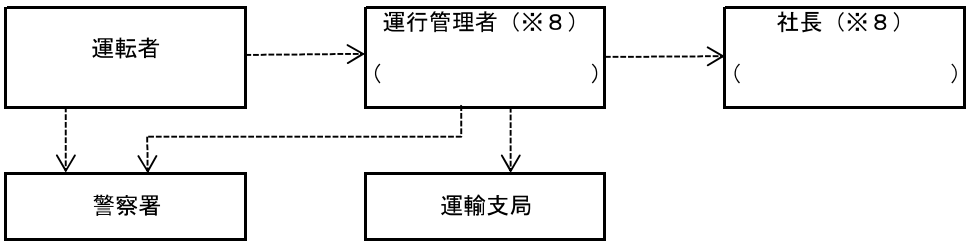

（※６）　貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条　・　「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成１３年８月２０日 国土交通省告示 第１３６６号）

（※７）　新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

（※８）　（　　）内に連絡先の電話番号を記載する。

○　苦情処理体制
苦情処理責任者　　氏名　：＿＿＿＿＿＿　（役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿）

苦情処理担当者　　氏名　：＿＿＿＿＿＿　（役職等：＿＿＿＿＿＿＿＿）

○　適用する運送約款
□　①運輸省告示第５７５号（平成２年１１月２２日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
□　②運輸省告示第５７７号（平成２年１１月２２日）による標準引越運送約款を適用する。
□　③国土交通省告示第１０４７号（平成１８年８月３１日）による標準霊きゅう運送約款を適用する。
□　④上記以外の運送約款を適用する。

※適用する運送約款の□欄に✔印を入れてください。

・ 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 ： ＿＿＿＿＿人 ・ 確保予定人員 ：＿＿＿＿＿人

・ 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画 （労使協定の締結予定の有無 □ 有・□ 無）

運転者氏名又は確保予定年月日	1箇月当りの拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2日平均1日当り	2週平均1週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

様式例1（②、③、④、⑦の場合）

関 東 運 輸 局 長 殿
運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式例2（⑤増車の場合）

運輸支局長　殿

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。　□はい　□いいえ

2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。　□はい　□いいえ

3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。　□はい　□いいえ

4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30％以上となる。（当該合計が10両以下であるときを除く。）　□はい　□いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)−(b)	割合 (c)÷(b)×100
			0	#DIV/0!
			0	#DIV/0!
			0	#DIV/0!
			0	#DIV/0!

令和　　年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式例3（法人申請用、②･④･⑤･⑥の場合）

関 東 運 輸 局 長　殿
運輸支局長　殿

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。
なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

1　申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

2　申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

3　申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

4　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。

5　法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

6　施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和　　年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（役員）役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（役員）役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（役員）役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（役員）役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（役員）役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式例3（個人申請用、②･④･⑤･⑥の場合）

関 東 運 輸 局 長　殿
運輸支局長　殿

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。
なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

1　申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

2　申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

3　申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

4　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。

5　法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

6　施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和　　年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式例４（⑭の場合）

関東運輸局長　殿

宣　誓　書

貨物自動車運送事業法に規定する役員又は社員の欠格事由のいずれにも該当しないことを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参考例）

４０００円
収入印紙
及び消印

運　送　委　託　契　約　書

一般貨物自動車運送事業を営む　　（以下甲という）
と貨物自動車利用運送事業を営む　　（以下乙という）
との間において、運送及び利用運送に関して次の通り契約を締結する。

第１条（契約の範囲）
　荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は実運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。
第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）
　貨物の甲・乙両者間における発着扱いは、送り状と貨物を照合して受渡しする。
　発送貨物は、乙が甲に引き渡したときから甲の責任とする。
　到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引き渡したときから乙の責任とする。
　甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。
第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）
　貨物事故の損害賠償はその荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野によって、甲に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。
第４条（事故の処理）
　貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これをなすものとする。
第５条（運送保険）
　車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。
　但し、荷主の要求にて附した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。
第６条（運送順位）
　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。
第７条（運賃及び料金）
　運賃及び料金は、甲が主務官庁に届け出た運賃及び料金とする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末毎に締め切り、計算して翌月末までに甲乙にて決済する。

第９条（他社との同種契約）

　甲は乙の営業地区と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとする時は、乙との協議を要する。

第１０条（契約の期間）

　本契約は主務官庁より一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可を受けた日から効力を発生し、向こう２年とし、以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　本契約の各条項中、契約の継続を不適当と認めたときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々捺印の上各１部を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲

印

乙

印